3　電波利用料制度の見直し関係

(一)　免許人等が電波利用料として国に納めなければならない金額の改定を行うこととした。

(二)　電波利用料の使途として、大規模災害に備えるための電気通信設備の整備に係る補助金の交付を追加するとともに、周波数割当計画又は基幹放送用周波数使用計画の変更により周波数を共同利用することとする場合にも給付金の支給等を可能とし、また、代替有線設備への変更に係る無線設備の変更の工事をしようとする免許人その他の無線設備の設置者に対しても、当該工事に要する費用に充てるための給付金の支給等を可能とすることとした。

4　成層圏等に開設される携帯電話基地局の実用化に伴う規定の整備

成層圏等の上空に開設される携帯電話基地局が実用化されつつあることを踏まえ、電気通信業務用基地局として開設する無線局の開設場所について、陸上に地表又は水面から五〇キロメートル以下の高さの空域を追加することとした。

5　船舶への開設を要する無線局の範囲の拡大に伴う規定の整備

船舶安全法に基づき船舶への開設が義務付けられる無線局の範囲の拡大に伴い、総務省令で定める船舶地球局について免許の有効期間を無期限とすること等の規定の整備をすることとした。

6　伝搬障害防止区域の指定範囲の拡大関係

洋上風力発電施設等の水上の工作物が増加していることを踏まえ、伝搬障害防止区域（重要無線通信の確保を図るため高層建築物等について総務大臣が電波の伝搬障害を防止するための措置を講じ得る区域をいう。）として指定可能な区域について、水上を追加することとした。

二　放送法の一部改正関係（第二条関係）

1　基幹放送事業者の認定証のデジタル化に関する制度の整備

(一)　総務大臣は、基幹放送の業務の認定をしたときは、当該認定に係る事項を記録した電磁的記録（以下「認定記録」という。）を作成し、遅滞なく、その旨及び総務省令で定める事項を当該認定に係る認定基幹放送事業者に通知するとともに、当該認定記録に記録されている事項を、当該認定の有効期間中、当該認定基幹放送事業者が閲覧することができる状態に置かなければならないこととした。

(二)　認定基幹放送事業者は、総務大臣に対し、認定記録に記録されている事項を証明した書面の交付を請求することができることとした。

2　特定地上基幹放送事業者等が中継地上基幹放送局を廃止する際の規律の整備

(一)　特定地上基幹放送事業者及び基幹放送局提供事業者は、地域の人口の著しい減少その他の理由により中継地上基幹放送局をやむを得ず廃止するときは、当該中継地上基幹放送局を用いた基幹放送を受信することができなくなる地域において、当該基幹放送に係る放送番組を引き続き視聴することができるようにするための措置を講ずるように努めることとした。

(二)　地上基幹放送の業務を行う基幹放送事業者は、当該基幹放送事業者と第一一七条第一項に規定する放送局設備供給契約を締結する基幹放送局提供事業者が(一)の措置を講じようとするときは、総務省令で定めるところにより、当該措置の内容を公表しなければならないこととした。

三　この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとした。

◇鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律（法律第二八号）

（環境省）

1　定義

この法律において「危険鳥獣」とは、熊その他の人の日常生活圏に出現した場合に人の生命又は身体に危害を及ぼすおそれが大きいものとして政令で定める鳥獣をいうものとした。（第二条第六項関係）

2　基本指針

基本指針において定める事項として、危険鳥獣の管理に関する事項を加えることとした。（第三条第二項第五号関係）

3　鳥獣保護管理事業計画

鳥獣保護管理事業計画において定める事項として、危険鳥獣の当該都道府県の区域内における生息の状況その他の事情を勘案して必要があると認める場合においては、当該危険鳥獣の人の日常生活圏への侵入の防止に関する事項を加えることとした。（第四条第二項第八号関係）

4　緊急銃猟

(一)　市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）は、危険鳥獣が、住居、広場その他の人の日常生活の用に供されている場所又は電車、自動車、船舶その他の人の日常生活の用に供されている乗物（以下「住居等」という。）に侵入していること又は侵入するおそれが大きいことを把握し、かつ、当該危険鳥獣による人の生命又は身体に対する危害を防止するための措置を緊急に講ずる必要があると認める場合において、銃器を使用した鳥獣の捕獲等（以下「銃猟」という。）以外の方法によっては的確かつ迅速に当該危険鳥獣の捕獲等をすることが困難であり、かつ、6の措置その他の措置を講ずることにより銃猟によって人に弾丸の到達するおそれその他の人の生命又は身体に危害を及ぼすおそれがないと認めるときは、住居等又はその付近において、当該危険鳥獣について銃猟をすることができるものとした。（第三四条の二第一項関係）

(二)　市町村長は、(一)による銃猟（以下「緊急銃猟」という。）をしようとするときは、その職員に緊急銃猟を実施させ、又はその職員以外の者に委託して緊急銃猟を実施させることができるものとした。（第三四条の二第二項関係）

(三)　市町村長は、(二)により緊急銃猟を実施させる場合には、第三九条第一項に規定する狩猟免許を受けた者であることその他の適正に緊急銃猟を実施するために必要な経験、技能及び知識を有する者として政令で定める要件を備える者に緊急銃猟を実施させるものとした。（第三四条の二第三項関係）

(四)　緊急銃猟として実施する行為については、第八条、第一五条第四項、第一七条、第三五条第二項及び第三項並びに第三八条の規定は、適用しないものとした。ただし、同条第三項（弾丸の到達するおそれのある人に向かってする銃猟の制限に係る部分に限る。）の規定については、市町村長の指揮を受け、人の生命又は身体に危害を及ぼすことがないように当該緊急銃猟を実施する場合に限るものとした。（第三四条の二第五項関係）

5　緊急銃猟のための土地の立入り等

市町村長は、緊急銃猟をし、又は緊急銃猟により捕獲等をした危険鳥獣の適切な処理をするために必要な限度において、その職員に他人の土地に立ち入らせ、若しくは障害物を除去させ、又はその職員以外の者に委託して他人の土地に立ち入らせ、若しくは障害物を除去させることができるものとした。（第三四条の三関係）

6　安全を確保するための措置

(一)　市町村長は、緊急銃猟をしようとする場合において、緊急銃猟の実施に伴う人の生命又は身体に対する危害を防止するため必要があると認めるときは、政令で定める手続に従い、当該危害が発生するおそれのある場所の通行を禁止し、又は制限することができるものとした。（第三四条の四第一項関係）

(二)　市町村長は、緊急銃猟をしようとする場合において、緊急銃猟の実施に伴う人の生命又は身体に対する危害を防止するため必要があると認めるときは、当該危害が発生するおそれのある地域の住民に対し、避難すべき旨を指示することができるものとした。（第三四条の四第二項関係）

7　都道府県知事に対する応援の要求等

市町村長は、緊急銃猟をする必要があると認めるときは、都道府県知事に対し、的確かつ迅速に緊急銃猟をし、又は5若しくは6の措置を講ずるため、応援を求めることができるものとした。（第三四条の五関係）

8　損失の補償

市町村長は、緊急銃猟の実施又は5の措置のため損失を受けた者に対し、通常生ずべき損失の補償をするものとした。（第三四条の六関係）